

道路運送車両法の一部を改正する法律概要

(抹消登録制度等の改正部分)

I. 骨子

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改めた。

II. 改正概要

自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止のための改正

① 解体に係る抹消登録等の整備

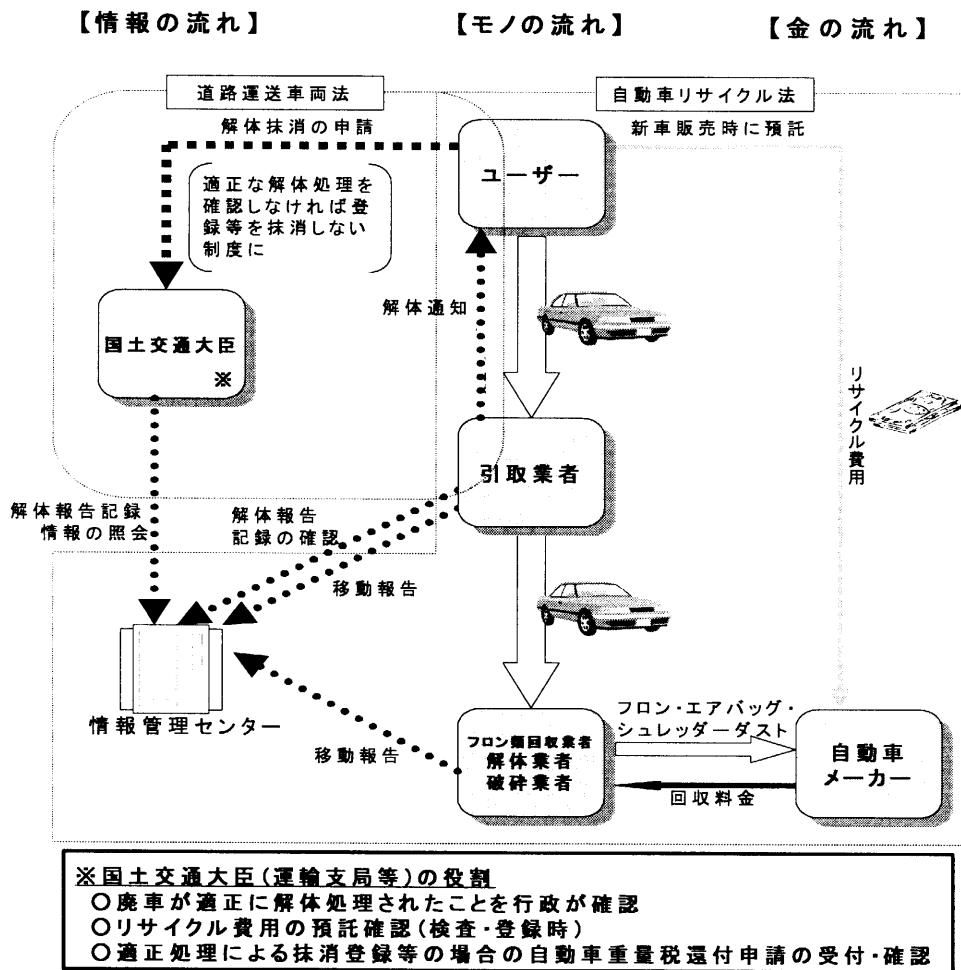
自動車リサイクル促進等の観点から、永久抹消登録等については、使用済自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律の枠組みに従って適正に解体処理されたことを踏まえて行うこととともに、これらの手続が確実に行われるよう自動車の使用実態の把握を適切に行うこととした。

② 輸出に係る抹消登録等の整備

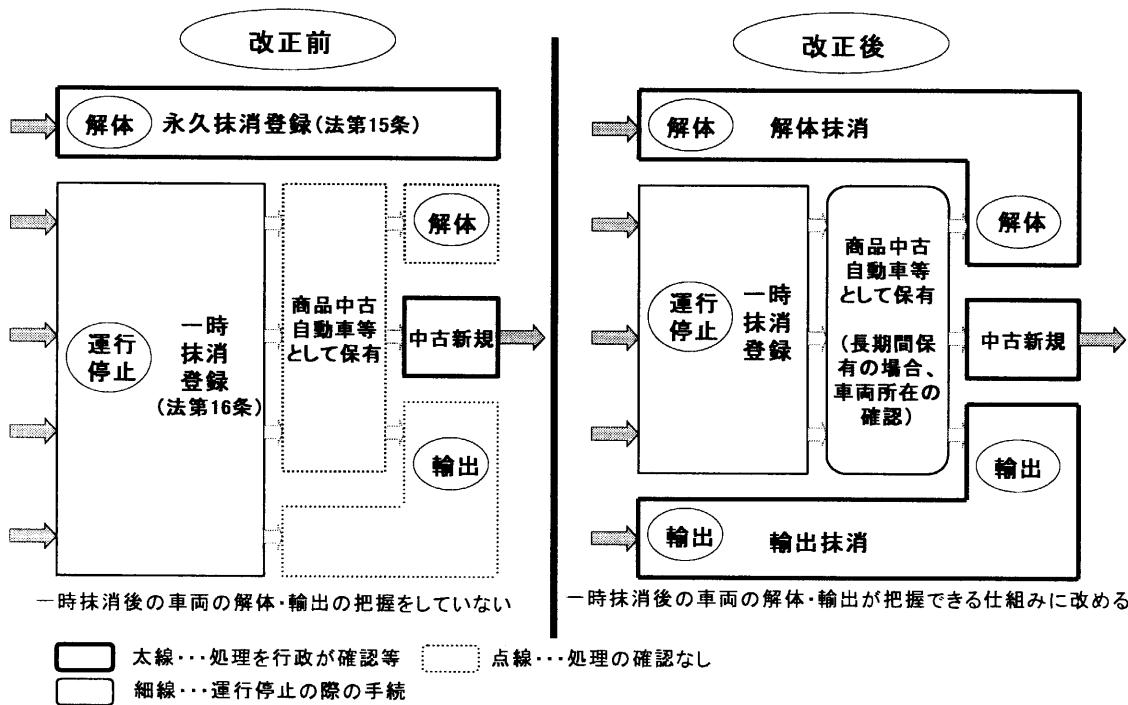
使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備した。

自動車のリサイクルの促進と不法投棄防止のための抹消登録制度等の改正

1. 新しい自動車リサイクルの仕組み



2. 抹消登録制度の改正



道路運送車両法の一部を改正する法律（抹消登録等関係部分）

1 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明らかにしなければならないこととすること。

（第十五条関係）

2 登録自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消仮登録を受けなければならぬこととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の事実を税関長から確認したときに輸出抹消登録をするものとすること。

（第十五条の二関係）

3 一時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1及び2に準じた手続をとることとすること。

（第十六条関係）

4 国土交通大臣は、前記3の届出があつた旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、一定の場合に当該届出をなすべき旨の催告その他自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置を講ずることができるることとすること。

（第十七条及び第十八条関係）

5 檢査対象軽自動車等の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならないこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1、2及び4に準じた手続をとることとすること。

（第六十九条の二及び第六十九条の三関係）

改正後の抹消登録制度に係る流れ

